

(短期利用) 小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書
令和7年4月1日改訂

当事業者は、ご契約者に対して（短期利用）指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

〒860-0086 熊本市北区打越町33-91 電話：096-343-2356
株式会社 昭和館 代表取締役 光岡 由紀子

2. 事業所の概要

指定 小規模多機能型 居宅介護事業所 小規模多機能ホーム はけのみや
介護保険事業所番号：4390100982 管理者氏名：村岡 知和
住所：〒860-0084 熊本市北区山室4丁目9-30
電話：096-343-0003 FAX：096-343-0004

開設年月：平成23年8月 登録定員：29人(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6人)

◇ 事業所の目的

地域のお年寄りが、住み慣れた自宅や地域での生活、人間関係を継続しながら、その人らしく
最後まで暮らすことが出来るような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、
宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。

◇ 事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との
交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を
踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、
地域での暮らしを支援します。

◇ 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

宿泊室は、和室1室・洋室5室をご用意しておりますが、利用者の方の心身の状況や居室の
空き状況により、ご希望に添えない場合もございます。

居室・設備の種類	室 数	備 考
宿泊室	6 室	洋室(5室)、和室(※居間兼1室)
居間・食堂・リビング	2 室	洋室(5室)、和室(1室)
浴室・洗面室	1 室	
トイレ	3 室	(車椅子対応、シャワートイレ)
火災警報器	8 室	(寝室5、和室1、台所1、事務室1)
消火器	2 室	

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域：熊本市の清水・高平台・城北、麻生田、板木小学校区

営業日：年中無休（尚、受付・相談については、通いサービスの時間と同様です。）

営業時間：通いサービス(9時～17時)、宿泊サービス(17時～9時)、訪問サービス(24時間)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用以外の利用者を含む）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。又必要に応じて、下記以外の職員を置くものとします。

管理者 1 名、介護支援専門員 1 名、看護師 1 名、介護職員 4 名

※日中の通いサービスにおいて、利用者 3 名につき 1 名以上及び訪問担当職員 1 名、夜間において宿泊サービス担当職員 1 名及び訪問担当職員（※オンコール）1 名を配置するものとします。

職員の勤務時間は原則として次の通りです。（その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。）

日勤：8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 3 0 分、夜勤：1 6 時 3 0 分 ～ 9 時 3 0 分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書 第 4 条参照）

介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金の 9 割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1 割となります。 ※一部の方は 2 割（又は 3 割）負担となります。

通い・宿泊等のサービスの内容については、居宅介護計画に定められたものとなります。

○ 利用料金表（介護保険給付対象サービス）※短期利用の負担金日額（1 割負担の場合）

介護度	自己負担金（2 割負担の方はこの倍額となります）			◎左記金額の合計に、介護職員処遇改善※（介護保険サービス総額の 14.9%）が加算されます。
	基本単位	サービス提供体制加算	合 計	
要支援 1	4 2 4 円	2 1 円	4 4 5 円	
要支援 2	5 3 1 円	2 1 円	5 5 2 円	
要介護 1	5 7 2 円	2 1 円	5 9 3 円	
要介護 2	6 4 0 円	2 1 円	6 6 1 円	
要介護 3	7 0 9 円	2 1 円	7 3 0 円	
要介護 4	7 7 7 円	2 1 円	7 9 8 円	
要介護 5	8 4 3 円	2 1 円	8 6 4 円	

○ 介護保険給付対象外の利用料金表

食事代（1, 8 6 0 円 / 1 日 3 食）	朝食：4 8 0 円、 昼食・夕食：6 9 0 円	
宿泊代	2, 9 0 0 円 / 泊（1 泊 3 食で 4, 7 6 0 円となります。）	
紙おむつ・尿取りパッド、手芸材料等	実費	※種類・枚数に応じて実費
通常の事業実施地域以外の送迎費用等	実費	※通常の実施地域以外の校区においては、実施地域を超えた距離に対し、費用負担とする。 ※～1 km 2 0 0 円、～2 km 4 0 0 円、以後 1 km 毎に 2 0 0 円を加算する。

※紙おむつ・尿取りパッド等は、ご持参いただいた場合は無料です。

○ 利用料金のお支払い方法について、次のいずれかの方法により、お支払いいただきます。

①事業所での現金支払い ②銀行振り込み ③自動口座引落とし

【 銀行振り込みの場合 】

肥後銀行 健軍支店（ケグンテン）普通預金 口座番号：1 8 1 3 6 5 6
 名 義 人：株式会社 昭和館 代表取締役 光岡 由紀子
 （カブシキガイシャ ショウカン タチヨウリシヤク ミツカ ユキコ）

※（尚、振込み又は口座引落としにかかる手数料はご負担いただきます）

○利用の中止、変更、追加について（契約書第 6 条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは追加する場合は、原則としてサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

尚、当日になって利用中止の申し出をされた場合には、食事代について全額を請求させていただきます。

※ご契約者の病気や緊急入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

6. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

(1) 事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口にて受け付けます。

○苦情相談窓口(担当者) 管理者(不在の時は他の常勤職員)

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00、土曜日 9:00～12:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

熊本市役所 高齢介護福祉課 電話(096-328-2347)

熊本市 北区役所 福祉課 電話(096-272-1118)

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、(短期利用および短期利用以外の者も含む) 小規模多機能型居宅介護の提供に当り、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成：利用者および利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月開催 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

○ 熊本機能病院	熊本市北区山室 6 丁目 8-1	TEL: 096-345-8111
○ 朝日野総合病院	熊本市北区室園町 12-10	TEL: 096-344-3000
○ 菊南病院	熊本市北区和鶴羽田 3 丁目 1-53	TEL: 096-344-1711
○ 中山記念病院	合志市須屋 702	TEL: 096-343-2617
○ ひとのわ ハロー歯科	熊本市北区龍田陣内 1 丁目 1-2	TEL: 096-274-4011
○ 伊藤歯科口腔病院	熊本市中央区子飼本町 4-14	TEL: 096-343-0377

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また防災訓練を年 2 回行います。

10. サービス利用に当たっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での宗教活動および政治活動はお断りいたします。

令和 年 月 日

(短期利用) 指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

住 所 〒860-0084 熊本市北区山室4丁目9-30
事業者名 株式会社昭和館 小規模多機能ホーム はけのみや

説 明 者 _____ ㊞

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、(短期利用) 指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 〒

氏 名 _____ ㊞

又は代理人 _____ ㊞

(利用者との続柄) _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和2年6月1日 改訂
令和6年4月1日 改訂
令和6年8月1日 改訂
令和4年10月1日 改訂
令和6年4月1日 改訂
令和6年6月1日 改訂
令和7年4月1日 改訂